



暴追センター事業のご案内



公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）は、暴力団対策法に基づき、「暴力団を根絶して安全で住みよい福島県」の実現を目指して、福島県警察や福島県弁護士会と連携しながら、暴力団排除活動をはじめ暴力団からの被害防止のための広報啓発活動や不当要求防止責任者講習、相談等を行っています。

広 報 啓 発 事 業

暴追センターでは、暴力団追放のための地域・職域・企業等の市民大会・協議会・研修会等や各種暴排団体の活動を支援しています。

- 暴力団対応資料の無償提供
- 暴排のDVD・書籍の無料貸し出し
- 暴排講師の無料派遣

講話の日時・場所・人数・内容などをご相談ください。

- ・県内どこにでも派遣
- ・少人数から100人規模のものまで幅広く対応
- ・講話時間も30分から90分程度まで柔軟に対応



- 暴力団根絶活動助成金の制度

地域・職域・団体が行う暴力団根絶活動の経費を助成金として支給します。

不当要求防止責任者講習の開催

暴力団等の反社会的勢力からの不当な要求による被害を防止するために必要な対応要領について、暴力団対策法に基づき、県公安委員会から委託を受けて「不当要求防止責任者講習」を行っています。

受講方法

- 行政機関ほか、すべての企業が対象
- 事業所ごとに「不当要求防止責任者」を選任
- 所轄の警察署に「責任者選任届書」を提出併せて、「責任者講習受講申込書」も提出

講習無料

講習日程

- 回数…年25回（6方部）
- 日程…不当要求防止責任者講習実施計画表のとおり（暴追センターホームページに掲載）
- 時間…受付13：00～
講習13：30～16：30（3時間）



受講修了書



ステッカー

講習種別

- 選任時講習…責任者に選任された時の講習
- 定期講習…講習受講後概ね3年を経過した時に受ける講習
- 臨時講習…特別の事情がある場合に必要の都度受ける講習

*希望により事業所単位でも責任者講習会を開催可能

（条件：受講者は30人以上とします。会場は申込者が確保してください。）

講習内容

- 暴力団情勢 ●不当要求に対する具体的対応要領 ●暴力団排除DVD視聴
- 被害防止関係法令 ●資料、ステッカーの提供 ●受講修了書交付

暴力相談事業

暴追センターは、専門の相談委員（警察OB等）が、暴力団に関わる困りごとの相談を無料で受け付けています。

相談内容により、警察・弁護士と連携して、刑事・民事両面での解決を図っております。（秘密厳守）

相談方法／面接（事前の予約が必要）・電話（開所時間内）
FAX・メール（24時間受付・ご返信は開所時間内）



弁護士による初回無料相談の実施

暴追センターで受けた相談のうち、弁護士でないと解決できない事案については、初回の相談に限り無料で弁護士が相談に応じていま



被害者救済事業

被害者見舞金制度

暴力団による傷害事件や器物損壊等の被害者で、一定の条件を満たされた方に対して見舞金を支給しています。被害等の状況により給付金が異なります。



貸付金制度

暴力団による器物損壊の被害に遭われた方による損害賠償請求、事務所等の明け渡しを求める方による賃貸借契約解除請求等の訴訟に係わる費用や応急修理のために費用等を無利子でお貸ししています。

暴力団事務所撤去事業

指定暴力団事務所の付近住民が事務所使用の差止請求をする場合、住民からの委託があれば、暴追センターが当該請求に関する裁判上の手続きをすることができます。

訴訟費用は、原則、暴追センターが負担します。

この制度の趣旨は、訴訟を起こした住民に対する暴力団からの報復のリスクや、住民の心理的・経済的負担を軽減するという点にあります。



離脱者援助事業

暴力団を離脱したいと思っている人にアドバイスをするほか、離脱して社会復帰したいと思っている人については、この制度に協賛する福島県暴力団社会復帰対策協議会の会員（以下「協議会員」という。）である企業への就労を支援します。



受け皿となる企業（協議会員）を募集しています

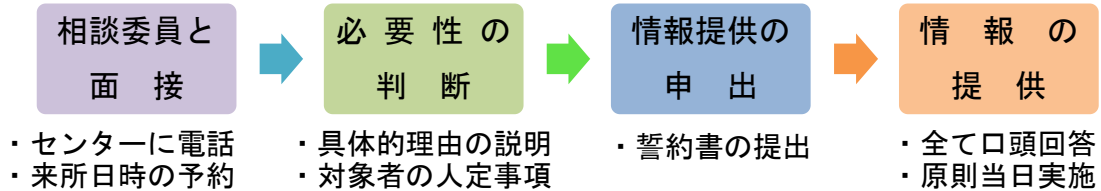
元暴力団員を雇用することについては、リスクを心配されると思いますが、暴力団を離脱した者を社会復帰させるために、ご協力をお願いします。

なお、暴追センターへ相談し、離脱支援を受けた者を継続して3カ月以上雇用している協議会員には、給付金を支給しています。

暴力団情報の提供

福島県暴力団排除条例により、事業者には、契約（取引）相手が暴力団関係者でないことの確認が義務付けられました。暴力団排除に取り組まれている事業者に対して、暴追センターでは、特定の手続きを経た上で、暴力団情報の提供を行っています。

(1) 情報提供の手順



(2) 情報提供の際に持参する資料等

● 情報提供を求める理由がわかる資料

例) 独自に収集したデータで暴力団等反社会的勢力の疑いが生じた。
新聞記事、インターネットに同名・年齢近似で記載された。
暴力団員かも知れないと判断した具体的事由があった。

● 取引内容等が分かる資料

契約書、表明確約書、暴力団排除条項の内容が分かる資料の写し

● 対象者を特定する資料

住所、氏名、生年月日、その他対象者について判明している事項がわかる資料

● 暴力団との関係遮断の方針についての資料

対象者が暴力団員であれば契約しない、契約解除するなどの会社方針が分かる資料

● 相談者の身分確認資料と印鑑

身分確認資料は、名刺・社員証・運転免許証・保険証等のいずれかの提示



(3) 情報提供の提供内容等

提供内容	<p>① 全国で過去に新聞掲載された暴力団関係者の記事（過去5年間）を個人ごとにデータベース化した情報で、企業・法人名のデータではありません。</p> <p>② 回答「該当無」は、過去5年以内の参考情報であり、現在も含め過去5年間暴力団員ではないという意味ではありません。</p> <p>回答「該当有」は、登録情報に該当しただけで、現在暴力団員であるという意味ではありません。</p>
情報の提供の判断基準	<p>① 取引等の相手方が暴力団員でないことを確認するなど暴力団排除条例上の義務の履行に資するものか。</p> <p>② 暴力団員による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資するものか。</p> <p>③ 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資するものか。</p>
情報提供できない場合	<p>① 取引約款等に暴排条項がなく、排除の実効性が認められない場合や単にデータ収集等の目的で情報提供を求めていると認められる場合</p> <p>② 根拠のない相談や、自社での基礎調査が不十分であると認められる場合</p> <p>③ 同姓同名や個人の特定が困難で回答ができない理由により、氏名のみ相談の場合</p> <p>④ 自社データと新聞記事等で同姓同名でも、年齢が2歳以上開きがある場合</p>
留意事項	<p>① 提供する情報は過去の公知情報ですが、個人情報保護の観点から情報の漏えいや拡散がないように適切に管理され、情報提供を求める際に申し立てた利用目的以外には利用しないことを遵守してください。</p> <p>② 暴追センターが提供する情報は、暴排措置を実施する際の参考資料として活用していただくものです。暴力団員該当性を根拠に訴訟提起又は契約の解除等を行うにあたっては、警察に対し対象者の現在の暴力団員該当性について情報提供に関する相談をし、最終的には組織の総合的判断により行ってください。</p>

賛助会員募集

暴追センターでは、暴力団根絶へ向けて各種事業を展開していますが、事業を恒久的におこなっていくための事業財源の確保が年々難しくなっております。
ぜひ、暴追センターの活動にご理解の上、多くの皆様のご入会をお願いいたします。

年会費

- ・個人：5,000円以上
- ・団体等：20,000円以上
(4月1日～翌年3月31日分)
- * 税制上の優遇措置を受けられます。

会員の特典

- ・会員之証の交付
- ・ポスター、ステッカー、資料等の配布
- ・ニュースの配信(概ね月2回)
- ・県民大会、責任者講習等のご案内
- ・HPの「賛助会員一覧」への掲載

入会手続き

- ・暴追センターまでご連絡ください。
様式等を送付させていただきます。
- ・詳細はHPに掲載しています。



賛助会員之証



ステッカー



ステッカー

寄附金のお願い

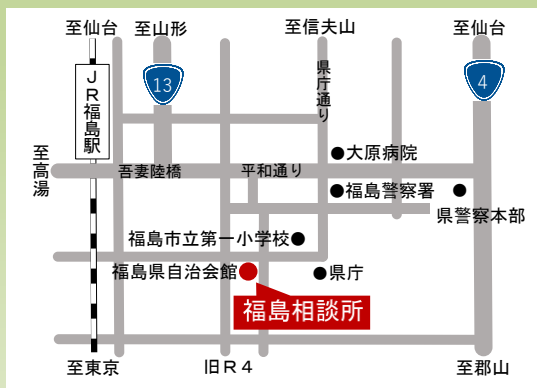
暴追センターでは、寄附金も募集しており、金額の多寡にかかわらず、ありがたくお受けいたします。

なお、寄附金につきましては、税制上の優遇措置を受けられます。



公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター

ホームページ <http://botsui-fukushima.jp> / Eメール fukushima01@botsui-fukushima.jp



福島相談所

〒960-8043 福島市中町8番2号
福島県自治会館3階

平日(祝日年末年始は除く) 9:00~17:00
TEL024-572-6960 FAX024-572-6961



郡山相談所

〒963-8024 郡山市朝日1-23-7
郡山市役所内

平日(祝日年末年始は除く) 9:00~15:00
TEL・FAX 024-939-8930

ご相談で急を要する場合は、迷わず110番へ